

高岡地区ふるさと市町村圏基金条例

平成 5 年 3 月 29 日 条例第17号

(設置)

第 1 条 高岡広域圏内の広域的なふるさとづくりを推進することを目的として、一体的な地域振興整備事業（以下「事業」という。）を行うため、高岡地区ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、10億円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、事業の財源に充てるものとし、余剰金のある場合には、この基金に編入することができる。

(細則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。